平成２２年（再イ）第２４号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲222番地
再生債務者　菅　　道隆
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月６日まで
平成23年４月12日　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（再イ）第５８号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目29番６号
再生債務者　鬼丸　　剛
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月９日まで
平成23年４月11日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第２号
山口県周南市月丘町１丁目９番地　マキシム月丘204号
再生債務者　松田　尚久
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月12日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（再イ）第１号
神戸市西区伊川谷町有瀬36番地の11　シャルマンコーポ朝霧111号
再生債務者　藤澤　哲平
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月12日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１００１３号
東京都板橋区東新町２―39―２
再生債務者　浅津　頼巳
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月23日から平成23年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２号
山口県岩国市通津1944番地１
再生債務者　正木　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月23日から平成23年５月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００４号
長崎県南島原市深江町丁7492番地23
再生債務者　荒木　初巳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月26日まで
平成23年４月12日
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２３年（再ロ）第４号
神戸市垂水区向陽２丁目１番１―206号
再生債務者　柳楽　効志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月２日まで
平成23年４月11日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１９号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目１番22号　月寒台ハイツ101号
再生債務者　齋藤　正昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月12日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第３３号
仙台市太白区八木山東１丁目５番８号
再生債務者　小野　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月11日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１０号
千葉県松戸市新松戸東６番地の30
再生債務者　水崎　賢忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月11日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 23 年３月 31 日
法務省共済組合代表者
法務大臣　江田　五月

第27条中「５日を超えて」を「５日以上」に改める。
第31条第１項の表中「$\frac{3.99}{1,000}$」を「$\frac{4.75}{1,000}$」に、「$\frac{7.98}{1,000}$」を「$\frac{9.50}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{3.99}{1,000}$」を「$\frac{4.75}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{0.84}{1,000}$」を「$\frac{0.80}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。
2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年４月１日
刑務共済組合代表者
法務大臣　江田　五月

第26条第１項の表中「$\frac{5.01}{1,000}$」を「$\frac{5.38}{1,000}$」に、「$\frac{10.02}{1,000}$」を「$\frac{10.76}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.01}{1,000}$」を「$\frac{5.38}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。
2　変更後の第26条第１項及び第２項の規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。